



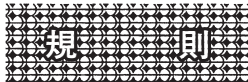
# 長野県報

10月31日(月)  
平成17年  
(2005年)  
号外

## 目次

### 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム)..... 1



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年10月31日

長野県知事 田中康夫

### 長野県規則第64号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第146条の6」を「第146条の7」に、「第146条の7・第146条の8」を「第146条の8・第146条の9」に改める。

第2章第2節第34款の4中第146条の8を第146条の9とし、第146条の7を第146条の8とし、同節第34款の3中第146条の6の次に次の1条を加える。

(支所)

第146条の7 長野県松本消費生活センターに支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	担当区域
長野県松本消費生活センター岡谷支所	岡谷市	諏訪郡 岡谷市 諏訪市 茅野市

2 支所は、消費生活に関する相談及び消費者の啓発指導の事務を行うところとする。

別表第33の社会部の項を次のように改める。

社会部	社会参事	部の重要事項の統括掌理
	福祉健康政策幹	部長の職務遂行の補佐並びに福祉及び健康に係る重要な政策課題の総合調整に関する事務の総括掌理

別表第36の消費生活センターの項を次のように改める。

消費生活センター	所長	事務の掌理及び所属職員の指揮監督
松本消費生活センター岡谷支所	支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月13日から施行する。ただし、別表第33の改正規定は、平成17年11月1日から施行する。

(事務処理規則の一部改正)

2 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第8の1中「保健所支所長」の次に「長野県松本消費生活センター岡谷支所長」を加え、同表の8中「消費生活センター所長」の次に「長野県松本消費生活センター岡谷支所長」を加え、同8の(1)中「長野県松本消費生活センター」の次に「(支所を含む。)」を加える。

行政システム改革チーム